

1 めざす学校像 ～学校経営計画～

- 1 基本的な生活習慣を身に付けた、心身共に健全な生徒を育成し、規律ある学校
- 2 基礎的・基本的事項を確実に習得し、学ぶ楽しさを感じることができる学校
- 3 地域社会と連携し、地域とともに生徒と教職員が成長していく学校

2 学校目標

「知」学力向上思考力・判断力・表現力の育成

「徳」いじめの防止、思いやりの心もち、集団生活の充実に努める生徒の育成

「体」体力向上日常的に適切な体育・健康に関する活動を実践する生徒の育成

「責」社会性の形成集団の中での自己の役割と責任を自覚し自ら進んで行動する生徒の育成

3 指導の重点

本校教育目標「知」「徳」「体」「責」（一人一人を大切にし、社会に貢献する人間の育成）の達成を目指し、全教職員が共通理解の下に指導にあたる。具体的には、学校経営計画の具体的な方策「生活指導」の項を受け、下記項目を指導の柱とする。

（1）自己の確立

基本的な生活習慣を身に付けさせ、自主自律の精神を育成し、自己の確立を促す。また、正常な規範意識（自己コントロール、意志決定、ルールの尊重）を持って生活できるようにする。

（2）自他の尊重

自己及び他人の意思、心、命の尊重をしっかりと認識させる。その上で、所属感、役割参加、自己有用感、信頼感、コミュニケーション能力、相互啓発等を意識した集団生活が送れるよう指導する。

（3）目標達成のための精神力・行動力の向上

目標、ねらいを持って生きることの大切さを知る。また、家庭生活、地域での活動とも連携し、個々の力をより充実させ、向上できるように指導する。

4 指導の姿勢

（1）組織的な指導、他学年の指導について

- ・生活指導は組織を挙げて全教職員で当たる。
- ・学級担任はクラスの生徒の指導、保護者との連絡の主体となる。問題行動の指導については、まず発見した教員がその場の指導を行い、速やかに学年職員に連絡し、必要に応じた指導、事後指導を行う。

（2）その他の確認について

- ・生徒指導の基盤として人間関係が成立していなければならない。教員、生徒の信頼関係があってはじめて指導の効果が期待できる。
- ・生徒やさまざまな行為を一面からだけ見るのではなく、あらゆる角度、視点から見つめる。力だけで押さえようとせず、人間関係を深め信頼関係をつくる。積極的に生徒を受け入れ、接し方を工夫していく。
- ・先入観で生徒を捉えず、その場その場に応じて問題をしっかりと把握し対応する。常に冷静な目と心をもつ。（まず生徒から話を聞き、その上で指導に当たる。）
- ・保護者の協力を得て指導効果を高めるには、情報交換を密にし、教員もその生徒の指導とともに悩むものとして共感的な態度で接する。

- ・問題行動の指導は状況に応じて別室で指導する。廊下や教室で時間を要する指導は行わない。  
職員室及び職員室前の廊下では問題行動の指導はしない。（職員室に生徒を入れて話をしない。）
- ・悪いことは悪いと指導し、見逃したり避けたりせずに最後まで見届ける。指導を中途半端で終わらせない。
- ・生徒の自主的な活動を大切に、生徒に考えさせることをできるだけ教員側が設定し、日常生活はもちろん諸行事（体育大会、音楽祭、学年行事など）の場面で企画、立案、運営など前向きな姿勢で取り組めるような場面を意識してつくっていく。
- ・問題行動があったときだけでなく、日常の指導において個々の理解に努める。  
（やりとり帳、家庭学習実施表、個人・班ノート、昼食・清掃活動での対話など）

## 5 指導上の確認事項

### (1) 時間に関すること

- ①登校 8時25分までに登校し、自席に着席する。（5分前行動を心がける）  
8時25分に教室で出席確認をする。8時25分から10分間朝読書の時間となる。
- ②授業 始業時刻までに準備、着席する。教室移動や更衣は休憩時間にすませる。  
また、早めに授業が終了しても教室に待機し、廊下に出ない。
- ③昼食 準備を含め30分間（12:35～13:05）とする。
- ④昼休み 25分間（13:05～13:30）とする。  
ボールの貸し出しは体育館前で行い、13:20にはボールを返却する。  
（体育委員が担当）
- ⑤清掃 その日の最後の時限終了から移動を含め15分間とする。
- ⑥帰り学活 10分間（15:35～15:45）とする。
- ⑦下校 決められた下校時刻（16:00）を守る。  
残って作業する場合には担当の先生の許可を得て行う。  
最終下校時刻は18:00とし、この時間までに校門を出る。
- ⑧チャイム 8時25分に一度だけチャイムをならす。それ以降はノーチャイムとする。  
（考査時を除く）

### (2) 身なり、服装に関すること

#### 服装

- ・標準服は本校指定の標準服とする。
- ・標準服はブレザー、ズボン若しくはスカート（長さはひざにかかる程度とする）、ベスト（必要に応じて）、Yシャツ（白）、ブラウス、指定ネクタイ（紺またはエンジ）とする。
- ・靴下は無地の指定した色（白、黒、紺、グレー）とする。  
（ワンポイント、スポーツソックスのライン可）
- ・靴はスポーツシューズ（体育の授業がしっかりとできる靴）とし、革靴やハイカット、厚底の靴は禁止する。
- ・夏服着用期間は各自で判断する。
- ・夏服はネクタイを着用しなくてもよい。ポロシャツも可とする。（白、ワンポイント可）
- ・冬はブレザーの中にセーターを着用してよい。ただし、色は白、黒、紺、グレーとする。  
また、防寒着として、登下校時にコート、マフラー、手袋を着用してもよい。色は黒、紺、グレーを基本とする。

#### 頭髪

- ・頭髪は華美にならないようにし、変色、脱色、パーマなどの加工は行わない。あくまでも自然のままであることを基本とする。髪が肩にかかる場合、指示されたとき（安全面で必要な場合や、式や行事など）は編み込むかヘアゴムやヘアピン（白、黒、紺、茶）で束ねる。

※式や行事➡入学式、卒業式、体育大会、音楽祭、職場体験など

その他

- ・髪飾りやアクセサリはつけない。化粧もしない。
- ・ブレザーには、必ず校章をつける。
- ・シャツはズボンやスカートから出して着用しない。
- ・バッグは、肩にかけるもの、リュック形式のものを基本とする。

### (3) 校内移動等についてのこと

- ① 休み時間は次の授業の準備と教室移動の時間とする。
- ② 教室移動のときは、係の生徒は電灯を消し、窓を閉め、休み時間中に移動を完了する。
- ③ 他の学級の教室に入らない。
- ④ 原則として、他学年の階には行かない。

### (4) その他日常生活についての確認

- ① ペットボトル、水筒を持ってきてもよい。中味は、水、お茶、スポーツドリンクとする。
  - ② 昼食等も含め、ゴミは必ず自分で持ち帰る。校内のゴミ箱等には絶対に捨てない。
  - ③ 現金等を持ってきた場合には、朝のうちに必ず担任に預ける。
  - ④ 授業道具は各自で判断して持ち帰る。ロッカーや机の中は常に整理整頓を心がける。
  - ⑤ 携帯電話、漫画などの不要物は絶対に持ってこない。万一発見されたときには一時学校で預かる。もし、持ち込む理由がある場合は事前に担任に申し出る。(下記「携帯電話等持ち込み許可願い」を参照)
  - ⑥ 保護者と決めた通学路で登下校する。いかなる場合にも自転車等での通学は認めない。
  - ⑦ 部活動の練習着は、部活動のみでの着用とする。授業等での着用は認めない。
  - ⑧ 登校時、下校時の買い物は認めない。ただし、家庭で事情がある場合については、保護者が生徒手帳に記入して担任に申し出る。
- ※「八王子市立第六中学校 生活のきまり」を見直す場合は、学運協や生徒会などの学校関係者の意見を聴取した上で最終的には校長が制定する。

## 6 いじめ防止基本方針

### 【いじめの定義】

「いじめ」とは、生徒に対して当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であり、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

### 【いじめの禁止】

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた生徒の心に長く深い傷を残すものである。いじめは絶対に許されない行為であり、全ての生徒は、いじめを行ってはならない。

### 【いじめ問題への基本的な考え方】

- 1 いじめを生まない、許さない学校づくり…いじめに関する生徒の理解を深める。
- 2 生徒をいじめから守り通し、生徒のいじめ解決に向けた行動を促す。
- 3 教員の指導力の向上と組織的対応…学校いじめ対策委員会を中心に学校一丸となって取り組む。  
委員（校長、副校長、主幹教諭、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー）  
生活指導部会、特別支援教育部会、学校いじめ対策委員会を原則毎週実施
- 4 保護者・地域・関係機関と連携した取組…社会総がかりで取り組む。

## 【いじめ防止等に関する取組】

### (1) 未然防止

- ・「いじめは絶対に許されない」という雰囲気为学校全体への醸成
- ・道徳教育及び人権教育の充実、読書活動・体験活動等の推進による、いじめに向かわない態度・能力の育成
- ・生徒がいじめについて学び主体的に考え、生徒自身がいじめ防止を訴えるような取組の推進
- ・校内研修の充実等を通じた教職員の資質の向上
- ・生徒及び保護者を対象としたいじめ防止のための啓発活動の推進
- ・家庭連絡や学級通信などを通じた家庭との緊密な連携・協力

### (2) 早期発見

- ・定期的なアンケート調査、教育相談の実施等による早期のいじめの実態把握及び生徒がいじめを訴えやすい体制の整備
- ・教職員全体によるいじめに関する情報の共有

### (3) 早期対応

- ・いじめを発見した場合に特定の教職員が一人で抱え込まない速やかな組織的対応
- ・いじめられた生徒及びいじめを知らせてきた生徒の安全の確保
- ・いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保
- ・教育的配慮の下、毅然とした態度によるいじめた生徒への指導
- ・いじめを見ていた生徒が自分の問題として捉えられるようにする指導
- ・保護者への支援・助言と保護者会の開催などによる保護者との情報共有
- ・関係機関、専門家などとの相談・連携
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われる懸念がある事案についての警察との相談

### (4) 重大事態への対処

- ・いじめられた生徒の安全の確保
- ・いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保
- ・関係機関、専門家等との相談・連携
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案についての警察との連携
- ・重大事態に係わる事実関係を明確にするための調査の実施、又は学校の設置者が行う調査協力
- ・重大事態発生についての教育委員会への報告
- ・重大事態の調査結果についての教育委員会への協力